

令和8年4月 定例教育委員会

日時 令和8年4月28日(火)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

【説明・協議事項】

(1) 令和8年度学校計画訪問実施計画について [学校教育課] P. 6

【報告事項】

(1) 令和8年度5月職員人事異動等について [教育総務課] 別冊

(2) インクルーシブ教育システム構築に向けた取組について [学校教育課] P. 9

(3) 「鳥取市不登校対策専門委員会」の名称変更について [総合教育センター] P. 12

(4) 「校内サポート教室事業」の実施について [総合教育センター] P. 16

(5) 4月強風による鳥取市営サッカー場バードスタジアム屋根被害について
[生涯学習・スポーツ課] P. 19

【その他】

(1) 次期定例教育委員会の開催について

[5月] 令和8年5月29日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

[6月] 令和8年6月29日(月) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

①行事報告（3月28日～4月28日）

3月	28	(土)		
	29	(日)		
	30	(月)		
	31	(火)		
4月	1	(水)	小・中・義務教育学校 学年始休業日（～4/8）	
	2	(木)		
	3	(金)		
	4	(土)	お花見ウィークin旧美歎水源地2026（～4/12）	旧美歎水源地水道施設
	5	(日)	親子で楽しむ星の講座（15:00～15:45）	さじアストロパーク
	6	(月)	児童生徒相談員研修	総合教育センター
	7	(火)		
	8	(水)	鳥取市立小・中・義務教育学校始業式 用瀬町郷土史講座	各小・中・義務教育学校 用瀬町民会館
	9	(木)		
	10	(金)	鳥取市立小・義務教育学校入学式（午前）、中学校入学式（午後）	各小・中・義務教育学校
	11	(土)	マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
	12	(日)		
	13	(月)		
	14	(火)	講師研修①・基礎的研修①	総合教育センター
	15	(水)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館2階らいちょうの間
			ストーリーテリングきほんのき	中央図書館
	16	(木)	サポートルーム「すなはま」開室	総合教育センター
			音読教室	青谷町総合支所
	17	(金)	通級指導教室設置校担当者連絡協議会 第1回LD等専門員・通級指導教室担当者連絡協議会	駅南庁舎地下第5会議室
			だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
	18	(土)	占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	19	(日)	没後30年村尾海邦絵画展（～5/17）	あおや郷土館
			城下町を歩く	鳥取市歴史博物館
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			流しびな行事	流しびなの館周辺
	20	(月)		
	21	(火)	人権教育主任研修	市人権交流プラザ
	22	(水)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会第1回理事会	白兔会館
道徳教育推進教師研修			市人権交流プラザ	
23	(木)	初任者研修（校外研修）①・新規採用養護教諭研修（校外研修）①	総合教育センター	
		ちいさいこどものためのわらべうた・春	中央図書館	
24	(金)	宇宙ふしぎ探検「月面Xを見よう」（19:30～20:50）	さじアストロパーク	
		用瀬町成人学級 開校式	用瀬町民会館	
25	(土)	やまびこ館deクイズラリー（～5/6）	鳥取市歴史博物館	
		国府町の記憶と記録ー谷地区あれこれー（～6/14）	因幡万葉歴史館	
		共催展「岡垣七宝研究所60年のあゆみ」（～5/31）	鳥取市歴史博物館	
26	(日)	今月のまなび	鳥取市歴史博物館	
		おうちだにアカデミー「赤色立体図から復元する鳥取城攻防戦」	鳥取市歴史博物館	
		日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日（こどもまつりにブース参加）	鳥取市文化センター	
27	(月)			
28	(火)	講師研修②・基礎的研修②	総合教育センター	
		定例教育委員会	本庁舎7階第2会議室	

②行事予定（4月29日～5月29日）

4月	29	(水)	まんれき！クイズラリー（～5/6）	因幡万葉歴史館
	30	(木)		
5月	1	(金)	体験的学習活動等休業日【やってみよう！でー（day）】	
			郷土館でハンティング&フィッシング（～5/2）	あおや郷土館
			親子で楽しむ星の講座（14:14～15:45）	さじアストロパーク
			夜間観望会「木星」（20:00～、～5/5）	さじアストロパーク
			一日図書館員（やってみよう！でースペシャル企画）	中央図書館
	2	(土)		
	3	(日)		
	4	(月)	歴史ツアー「太閤ヶ平に登ろう」	鳥取市歴史博物館主催 集合：鳥取市歴史博物館
			GWスペシャルおはなし会	中央図書館
	5	(火)	かわいいカエルのミニかご作り	あおや郷土館
	6	(水)		
	7	(木)		
	8	(金)	中堅教諭等資質向上研修①	市人権交流プラザ
			鳥取大学での講義「地球科学」（さじアストロパーク職員 8:45～10:15）	鳥取大学湖山キャンパス
			佐治小学校「実験クラブ」（さじアストロパーク職員 14:35～15:20）	佐治小学校
			夜間観望会「子持ち銀河M51」（20:00～、～5/9）	さじアストロパーク
	9	(土)		
	10	(日)	見てみよう！歴史の現場「プラザ佐治」	鳥取市歴史博物館主催 集合：プラザ佐治
			春のときめきおはなし会	気高図書館
			春季用瀬山系トレイル大会	景城跡、三角山、おおなる山
	11	(月)	講師研修③・基礎的研修③	総合教育センター
	12	(火)	コア・リーダー研修①	国府町コミュニティセンター
			鳥取市少年愛護センター 少年補導員委嘱状交付式	6階第5～8会議室
13	(水)	読み聞かせボランティア養成講座①	中央図書館	
14	(木)	授業づくり研修①	市人権交流プラザ	
		B&G海洋センター中国ブロック連絡協議会（1日目）※総会、情報交換会	東広島芸術文化ホールくらら	
15	(金)	講師研修④・基礎的研修④	総合教育センター	
		B&G海洋センター中国ブロック連絡協議会（2日目）※研修会	東広島市市民文化センター	
		夜間観望会「子持ち銀河M51」（20:00～、～5/16）	さじアストロパーク	
16	(土)	万葉の世界を写そう～万葉植物を映える一枚に～	因幡万葉歴史館	
		占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館	
17	(日)	日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日（13:30～15:30）	さじアストロパーク	
		メシエマラソンにチャレンジ（17:00～）	さじアストロパーク	
		第39回もちがせ流しびなマラニック大会	流しびなの館周辺	
		第39回もちがせ流しびなマラニック大会に合わせて瀬戸川の鯉のぼり流し	用瀬地区	
18	(月)			
19	(火)	6年目研修①	市人権交流プラザ	
		青谷町高齢者教室開講式	青谷町総合支所	
20	(水)	出前観察会「月と木星を見よう」（さじアストロパーク職員 19:30～21:00）	イオン鳥取店	
		読み聞かせボランティア養成講座②	中央図書館	
21	(木)	校長研修①	市人権交流プラザ	
22	(金)	就学説明会	駅南庁舎健診ホール	
		夜間観望会「おとめ座スピカ」（20:00～、～5/23）	さじアストロパーク	
23	(土)	万葉と神話の庭散策講座	因幡万葉歴史館	
		宇宙ふしぎ探検「レグルス食を見よう」14:00～15:30	さじアストロパーク	

24	(日)	おうちだにアカデミー「鳥取の梨づくり そのたどった道と現在」	鳥取市歴史博物館
		第49回姫路市・鳥取市姉妹都市親善スポーツ交歓大会	市民体育館
25	(月)	青少年育成鳥取市民会議総会	6階第5～8会議室
26	(火)	教育相談コーディネーター研修	市人権交流プラザ
27	(水)	鳥取大学「地球科学実験演習」(14:00～15:30)	さじアストロパーク
		読み聞かせボランティア養成講座③	中央図書館
28	(木)	特別支援学級担任研修①	市人権交流プラザ
29	(金)	16年目研修①	市人権交流プラザ
		定例教育委員会	本庁舎7階第2会議室

4月定例会教育委員会	
年月日	令和8年4月28日
担当課	学校教育課

令和8年度学校計画訪問実施計画について

1 目的

- (1) 鳥取市立の学校を中学校区ごとに年次的に訪問し、各学校や中学校区の実態や課題を把握するとともに指導や助言を行い、適切な学校運営や小中一貫教育を支援する。
- (2) 授業及び学級経営等への指導をとおして、教職員の資質（授業力・教師力）の向上を図る。

2 実施対象校（小学校7校、中学校2校、義務教育学校2校）

- (1) 北中学校区
 - ・小学校：久松小学校、遷喬小学校、城北小学校
 - ・中学校：北中学校
 - (2) 桜ヶ丘中学校区
 - ・小学校：面影小学校、米里小学校、津ノ井小学校、若葉台小学校
 - ・中学校：桜ヶ丘中学校
 - (3) 湖南学園
 - ・義務教育学校：湖南学園
 - (4) 江山学園
 - ・義務教育学校：江山学園
- <計11校>

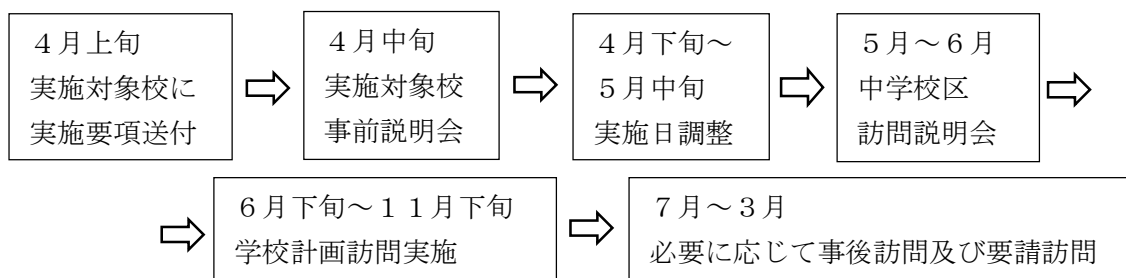
3 実施時期

6月下旬～11月下旬 ※実施日は後日調整

4 訪問者

教育委員、学校教育課、総合教育センター、こども発達支援センター（5名程度 ※学校規模により変更）

5 実施までの流れ



6 実施に係る留意点

- 実施対象校事前説明会は、オンデマンド形式で実施する。
- 中学校区訪問説明会は、中学校区担当指導主事が中学校区での研修等に合わせて訪問し実施する。
実施の場面や日程の調整は、中学校区担当指導主事が中学校区代表校長と行う。
- 校長は、訪問1週間前までに次のものを市教委に提出する。
 - ①学校計画訪問に係る事前資料（別紙様式：A4判1～2枚）
 - ②指導案綴り（日程表、校舎図、道徳資料添付 両面印刷） ※指導案はA4判1枚の略案
 - ③研究推進の概要がわかる資料

- 公開する授業は、教員の指導場面が見られる授業とする。
- 特別の教科 道徳と、学級活動（１）の授業は、必ず1授業以上入れる。**
- 訪問当日の全体会は原則行わない。学校課題等について市教委の指導助言が必要な場合は、後日校内研修の機会を設ける。
- 帳簿検収は、サービス関係及び指導関係全般に係る帳簿を対象とする（電子データを含む）。
検収には、訪問当日の朝（8：30～9：15）を充て、指導主事が複数で行う。
※原則、後日の帳簿の再点検は実施しない。

7 基本的な当日の流れ

学校の時程	公開授業数		
	8コマ以下	9～16コマ	17コマ以上
8：30～9：15	指導主事訪問 帳簿検収 【45分程度】		
9：35	教育委員・市教委代表者訪問		
2限目	管理職協議Ⅰ ・学校経営の概要、学校課題、研究推進について 【45分程度】		
3限目	授業公開①	授業公開①	授業公開①
4限目	管理職協議Ⅱ ・訪問者からの助言等	授業公開②	授業公開②
12：30～12：50		給食・休憩 【20分程度】	給食・休憩 【20分程度】
昼休憩		管理職協議Ⅱ ・訪問者からの助言等 【14：00頃終了予定】	管理職協議Ⅱ ・教育委員からの助言 ・午前中の授業の返し
5限目			授業公開③
6限目			管理職協議Ⅲ ・訪問者からの助言等 【15：30頃終了予定】

※3限目開始時刻を基準として、その前の時間設定を行う。

※管理職協議Ⅰについては、校長及び訪問者を基本とするが、研究推進については、副校長、教頭、研究主任等が説明してもよい。

※管理職協議Ⅱ及びⅢについては、校長、副校長、教頭、訪問者で行う。

※当日の日程については、主査を務める指導主事が校長と公開授業数等を確認した上で決定する。

鳥取市教育委員会学校計画訪問実施校及び実施予定校一覧

番号	小学校	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
1	久松小学校	○				○				○	
2	醇風小学校	○				○					○
3	遷喬小学校		○							○	
4	修立小学校			○				○			
5	日進小学校		○						○		
6	富桑小学校			○							○
7	稲葉山小学校			○				○			
8	城北小学校		○							○	
9	美保小学校	○				○			○		
10	賀露小学校			○							○
11	明德小学校		○								○
12	倉田小学校	○				○			○		
13	面影小学校			○						○	
14	大正小学校			○			○				
15	東郷小学校		○				○				
16	明治小学校			○			○				
17	世紀小学校			○			○				
18	湖山小学校		○								○
19	末恒小学校		○								○
20	米里小学校			○						○	
21	津ノ井小学校				○					○	
22	浜坂小学校		○					○			
23	岩倉小学校		○					○			
24	美保南小学校		○						○		
25	湖山西小学校				○						○
26	中ノ郷小学校			○				○			
27	若葉台小学校	○				○				○	
28	宮ノ下小学校				○			○			
29	国府東小学校				○			○			
30	河原第一小学校				○				○		
31	西郷小学校	○				○			○		
32	散岐小学校			○					○		
33	用瀬小学校	○				○					○
34	佐治小学校				○						○
35	宝木小学校				○		○				
36	瑞穂小学校				○		○				
37	浜村小学校				○		○				
38	逢坂小学校		○				○				
39	青谷小学校	○				○			○		

番号	中学校	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
101	東中学校		○					○			
102	西中学校	○				○					○
103	南中学校		○						○		
104	北中学校	○				○				○	
105	高草中学校			○			○				
106	湖東中学校	○				○					○
107	桜ヶ丘中学校	○				○				○	
108	中ノ郷中学校				○			○			
109	国府中学校		○					○			
110	河原中学校		○						○		
111	千代南中学校			○							○
112	気高中学校				○		○				
113	青谷中学校				○				○		

番号	義務教育学校	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
201	湖南学園	○				○				○	
202	福部未来学園				○		○				
203	鹿野学園			○				○			
204	江山学園					○				○	

学校計画訪問実施校数	13	15	14	13	14	11	11	11	11	12
------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

4月定例教育委員会	
年月日	令和8年4月28日
担当課	学校教育課

【報告事項(2)】

インクルーシブ教育システム構築に向けた取組について

1. 目的

「誰もが参加しやすい環境調整や授業づくりの工夫」の視点をもとに、パッケージ化したツール「キックオフパッケージ」の市内全小・中・義務教育学校での活用を通して、児童生徒が主体的に活動参加し、充実感・達成感を得ることのできる学習環境を整える。また、児童生徒の困難さを見取り、指導・支援の充実を図る教職員の専門性の向上及び校内支援体制の充実につなげ、インクルーシブ教育システム構築の推進を図る。

※「キックオフパッケージ」とは

9区分42項目の「チェックリスト」を活用し、日々の教室環境や授業場面を振り返り、「取組シート」で取り組む内容を決定・実践し、振り返りを行いながらPDCAサイクルで指導・支援を行うツール。

2. 経過

(1) 令和6年度

国立特別支援教育総合研究所主催の「インクルーシブ教育システム構築のための地域支援事業」(2年間)へ参画。モデル校(浜坂小)における実践のもと「キックオフパッケージ」を作成。モデル校での活用を通して、ブラッシュアップを図った。

(2) 令和7年度

「キックオフパッケージ」をモデル校4校(浜坂小、浜村小、中ノ郷中、湖南学園)で活用し、内容のブラッシュアップとともに校内教師間での情報共有や意見交換及び実践事例を収集。

3. 成果(モデル校の実践から)

①教員自身の意識の変化

実践した教員からは「自分の指導を振り返る場となった。」「児童の小さな変容を意識し肯定的な声かけが増えた。」等の意見があった。

②チームでの指導・支援の充実

①と同様、「他の先生と相談する機会が増えた。」「他の先生の実践を取り組んでみる事ができた。」等の意見があり、教員間で相談できる体制に繋がった。

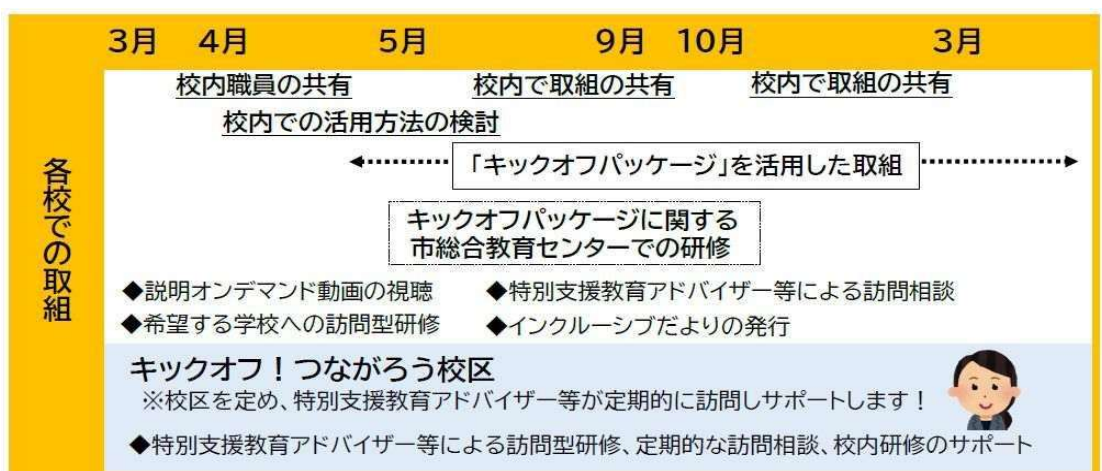
③教員が自らの指導を客観的に「価値付け」できる仕組みの構築

インクルーシブ教育の実現には、「これまでの指導や授業を整理して考える」という視点が重要であり、チェックリストという具体的なツールを介することで共通の見方ができ、かつ多忙な現場において持続可能な支援体制を築く鍵にもなり得ることが確認できた。

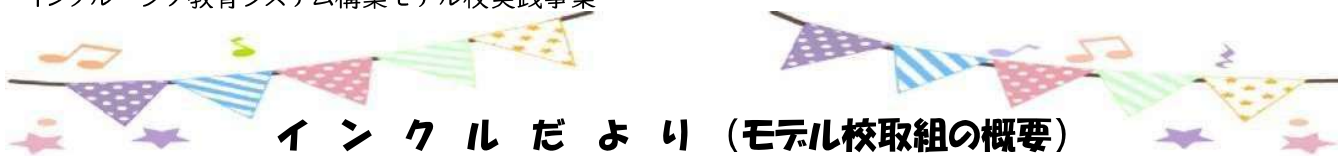
4. 令和8年度の取組

①全校におけるキックオフパッケージの活用

②キックオフ!つなごう校区の選定



※◆は、活用に向けた事務局業務。



インクルダより (モデル校取組の概要)

令和8年1月28日(水)

鳥取市教育委員会学校教育課特別支援教育係

鳥取市は、国立特別支援教育総合研究所の地域支援事業を受け、今年度、小・中・義務教育学校4校のモデル校に協力をお願いし、『誰もが参加しやすい「環境調整」と「授業づくり」の2つの視点』をもとにパッケージ化したツール(キックオフパッケージ)を使った実践に取り組んでいただきました。

各モデル校で、校内での取組を報告し合う機会(取組報告会)を設定していただきましたので、その様子をお伝えします。各学校の取組で紹介している資料は「取組シート」※の一例です。記載している「取組シート」は、別添で確認できるようにしていますので詳細はそちらを確認ください。

※「取組シート」は、キックオフパッケージの一部で、取組の内容を記載するシートです。

各学校の取組

<浜坂小学校>

大規模校のため、共通理解や共通認識をいかに高めていくかを考えながら取り組まれていました。取り組みの途中に、一人ひとりが感じた課題や困り感を伝え合う時間を学年ごとに設け、研究主任を中心に聞き取っておられました。

11月の取組報告会では、今後に向けてステップアップする内容について、学年で話し合い、その内容を即時にクラスルームに挙げ、視覚的に全員が確認できるようにするなど、全職員で共有し、共通認識のもと取組を進めておられました。



学校の実態	
「次に何をやるのか」「どのように行動するのかな」周りの友達や雰囲気によって決める、行動している、現在の様子があるまで、切り替えをせねばならないことなども多い。	
重点的に取り組みたいこと	
ポイント 課題 ポイント	共通して見えてくるように、予定や流れの確認ができるものを用意し、時間割の変更などについてはできるだけ早く伝えようとしている。
取組内容	
各予定やその日の動きが見えるように予定を表示する。 その日の目標だけでなく後半予定についても、朝の時間に伝え、見直しができるようにする。	
取組の期間	2週間 6月30日～7月11日
取組後の児童生徒の姿容と改善内容等	取組の効果
「見直し表示を何度も見たりすることで、一部の児童が再考を促すことができていたが、全体としての改善はあまり見られなかった。引き続き継続していく。」	5.4.3.2.1 5.4.3.2.1 3
取組の期間	3週間 9月1日～9月19日
取組後の児童生徒の姿容と改善内容等	取組の効果
一日の予定を口頭で説明する予定表を互いに確認し合っている様子が見えてきた。予定表を見ることが減り、思いやめることは減りつつある。予定表の作成や変更のやり取りがスムーズになるように努めた。	5.4.3.2.1 5.4.3.2.1 4
実践例	
<p>◎関連する写真があれば貼付ください(児童生徒の学習の様子、授業の様子、ノート等)</p> <p>取組の予定や実施した様子、効果など</p>	<p>「予定表の作成や変更のやり取りがスムーズになるように努めた。予定表を見ることが減り、思いやめることは減りつつある。予定表の作成や変更のやり取りがスムーズになるように努めた。」</p>

<中/郷中学校>

今まで取り組んで来られたユニバーサルデザインの授業づくりに関連付けながら取り組まれました。

7月の取組報告会では、教科ごとのグループに分かれて話し合われました。グループ討議では、教科指導の悩みや課題を出し合い、活発な議論がなされました。さらに全体共有の場では、他教科で取り組まれた支援の仕方を聞いて、担当教科の授業に使えるか、自分の分掌に活用できないかなどを考えて話し合う姿が見られました。



学校の実態	
多くの場面でも「やり直し」ができる。また、ほとんどの生徒が積極的に学びたい姿勢もいる。全体での動きが滞りやすい生徒が複数おり、何をすればよいかわからず困ることがある。	
重点的に取り組みたいこと	
ポイント 課題 ポイント	授業の流れを見通せるように、今、何が待っているのか、次に何をやるのかを分かるように視覚的にわかりやすくしている。
取組内容	
授業前、子どもに準備物を確認し、机の左側に置いておくようにする。(パワーポイント) 授業開始時、本時のめあてと流れ、時間の目安を明示し、今行っている活動が視覚的に分かるようにする。黒板に貼っている。(パワーポイント)	
取組の期間	3週間 6月18日～
取組後の児童生徒の姿容と改善内容等	取組の効果
授業開始直前で準備物を準備できなかった。机の左側に置いておくようにする生徒が増えた。 黒板の生徒が準備できているか生徒同士で確認し合う場面が見られた。	5.4.3.2.1 5.4.3.2.1 4
取組の期間	3週間 6月18日～
取組後の児童生徒の姿容と改善内容等	取組の効果
次に何をやるのか明確になった。授業の流れが分かるようになった。また、机の左側に準備物を置くようになった。授業開始直前で準備できなかった生徒も減った。また、机の左側に準備物を置くようになった。授業開始直前で準備できなかった生徒も減った。	5.4.3.2.1 5.4.3.2.1 3
実践例	
<p>◎関連する写真があれば貼付ください(児童生徒の学習の様子、授業の様子、ノート等)</p> <p>取組の予定や実施した様子、効果など</p>	<p>準備物(机の左側)</p> <p>◎筆箱 ◎教科書 ◎リポート学習 ◎ファイル ◎タブレット</p> <p>それぞれの項をまとめて計算しよう。</p> <p>1. 演習(4分) 2. 項と係数 ①説明(3分) ②個人(5分) ③発表(3分) 3. 文字の部分が同じ項をまとめて計算する ①説明(5分) ②個人(12分) ③発表(5分) 4. 小テスト①(2分) ② 振り返り(5分)</p> <p>本時の流れ</p>

<浜村小学校>

意識して取り組みたい内容について、まず学年で統一した項目を決め、さらに各自で取り組みたい内容を選んで取り組まれました。

7月と1月に行われた取組報告会では、学年で取組を共有した後、学年が重ならないよう3グループに分かれて、意見交換をされました。自分の経験からアイデアを出し合ったり取り組んでみたいことを伝え合ったりして、グループ共有の時間が足りなくなるほど活発な意見交換をされていました。その後全職員で各グループ討議の内容を聞く時間をとり、内容共有をされていました。



取組の期間		2週間	5月18日～
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	5.4.3.2) 5.4.3.3) 5.4.3.4)
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	3
取組の期間		2週間	5月18日～
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	5.4.3.2) 5.4.3.3) 5.4.3.4)
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	3

<湖南学園>

8月の取組報告会では、初等・中等・高等のブロックを超えて支援について話し合いができるように、1年生から9年生までの担任や級外の先生方をランダムにグループ分けし、普段話をする機会の少ない先生方とも意見交換できるように工夫されていました。

高等ブロックの先生が、1年生の先生の話聞いて、「指導の入り口としてどのような指導をしてきたかが分かり、指導する上で大事にされていることが分かった。」と話されるなど、幅広い学年の取組を知る機会となりました。



取組の期間		2週間	5月18日～
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	5.4.3.2) 5.4.3.3) 5.4.3.4)
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	3
取組の期間		2週間	5月18日～
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	5.4.3.2) 5.4.3.3) 5.4.3.4)
取組後の児童生徒の定着と改善内容等		取組の効果	4

各モデル校の実情に応じた取組を進めていただき、「キックオフパッケージ」の活用をととして、誰もが参加しやすい教室環境の整備や授業づくりに役立てていただきました。

取組報告会の様子からは、どの学校も、先生方が自身で取り組んだことをもとに、悩みを共有したり取組を伝え合ったりされる姿があり、あらためて、「共通したツール」に取り組むことの意義を感じました。

取組の効果について

「取組シート」を使って、取組を5段階で自己評価していただく箇所がありますが、評価点が低い、下がることを気にすることはありません。意識して取り組んでもなかなか目に見えるような効果が現れないことも多くあります。大事なことは、なぜ今その取組をするのか、その目的をしっかりと考え、焦らず取り組んでいくことだと思います。続けていくと、子ども達にじんわりと確実に伝わっていきます。

一方で、どうしてもやり方が自分に合わない、あまりに手ごたえがないと感じた場合は、この目標が今の学級に合ったものなのかを考えてみてください。行き詰ったときに、一人で悩まず、周りの先生方に相談されてはいかがでしょう。会話をすることで、自分の考えが整理できます。また、話を聞くことで、他の先生方の経験されたことや持っているアイデアを知ることができ、支援の引き出しが増えていきます。日々の指導・支援において、「課題に気づき、話し合い、意識して取り組む」ことが大切であり、そのきっかけに、ぜひ「キックオフパッケージ」を活用してください。



4月定例教育委員会 資料	
年月日	令和8年4月28日
担当課	総合教育センター

【報告事項（3）】

「鳥取市不登校対策専門委員会」の名称変更について

1. 背景

本市が設置した「鳥取市不登校対策専門委員会」では、各分野の専門家を招き、不登校の未然防止や効果的な支援のあり方について議論を重ねてきたところです。

本市の現状分析に基づき、子どもたちの安心できる居場所づくりや、保護者への適切な情報提供の進め方など、多角的な視点から検討を行ってきました。

2. 名称変更の経緯

これまで掲げてきた「不登校の未然防止」という表現は、国より示された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」の中にある「不登校は取り巻く環境によってはどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動と受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援することが重要である」という考え方に照らすと、語弊が生じる可能性があります。

したがって、令和8年2月5日開催の「第2回鳥取市不登校対策専門委員会」において、事務局より重点取組の名称変更を提案しました。

この提案を受け、専門委員からは、「すべての児童生徒が不登校になりうる現状を考えれば、対象を限定するような題名ではなく、『鳥取市児童生徒の安心できる居場所づくり構想』とすべきである。あわせて、特定の担当部署だけでなく、市教委全体が一体となって取り組む事業として位置づけていただきたい」との助言を受けたところです。

このような経緯を踏まえ、今後は、児童生徒の最善の利益を最優先に考え、不登校を未然に防ぐという視点から、「鳥取市不登校対策専門委員会」の名称を「鳥取市児童生徒の安心できる居場所づくり専門委員会」に令和8年4月1日付で改正し、支援のあり方を明確化していく方針です。

3. 重点取組について

本市教育委員会では学校教育の重点取組として、児童生徒の安心できる居場所づくりと教育機会の確保を重点取組として以下の施策を強化していきます。

不登校に対しての基本的な考え方として、

- ① 学校は一人ひとりが社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことをめざしていきます。
- ② 児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することが必要です。
- ③ 不登校はいつでも、どの子どもにも起こる可能性があります。不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、社会全体で子どもの成長を見守っていくことが大切です。
- ④ 自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように学びの場を整備していきます。

教育機会確保法※の基本理念や考え方を紹介！

※義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日公布）

また、平成29年3月31日には、教育機会確保法の基本指針を定めて、公表するとともに、令和元年10月25日には本法の成立等を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について」（文部科学省初等中等教育局長通知）を発出しています。本パンフレットはこれらの内容を踏まえたポイントをまとめたものです。

8つのポイント

1 より良い学校づくり

学校は一人一人が社会で生きる基礎を養い、国家・社会を支えるために必要な基本的な資質を養うことを目的としており、よりよい学校づくりを行うことを目指します。

また、すべての子供たちが安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談しやすく、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくりが重要です。



2 不登校は問題行動ではありません

不登校は誰にでも起こり得ることであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮をします。



3 社会的自立の尊重

学校に登校するという結果のみを目標とせず、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しします。



4 民間連携

子供たちや保護者の意思を大切にしながら民間機関等とも連携して支援します。



関係する通知など

- が不登校児童生徒に対する関係通知等、▲が夜間中学に関する通知等になっています。
- ▲「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について（通知）」（平成28年12月22日）
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日）
- ▲夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）」（令和4年6月1日）
- ▲「夜間中学広報ポスター・広報フライヤーの活用について（依頼）」（令和4年6月17日）
- ▲「夜間中学広報動画の活用等について（依頼）」（令和5年3月30日）



5 学校内外の学びの場も整備

自分のクラス以外の場所でも安心して学べるように**学びの場を整備**します。(裏面参照)



6 一人一人に合った支援

不登校の子供を支援する際は、本人の意思を十分に尊重し、**子供によっては休養が必要なことがあることにも配慮しつつ一人一人に合った支援**を行います。その際、**学業の遅れや進路選択上の課題等**があることにも留意しつつ、適切な支援を行う必要があります。



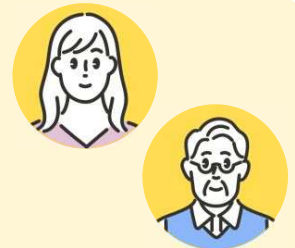
7 夜間中学を全国に設置します

夜間中学における就学の機会の提供ができるように、**夜間中学の設置促進**を図ります。



8 様々な方が学べる環境を

義務教育未修了者、不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した方等様々な方が学べるよう、**夜間中学の充実**を図ります。



- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について(通知)」(令和5年3月31日)
- 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(プラン本体)」(令和5年3月31日)
- 「不登校児童生徒の支援に係る情報提供等について(事務連絡)」(令和5年7月31日)
- 「不登校特例校の名称変更について(通知)」(令和5年8月31日)

夜間中学
広報資料



不登校
関係資料



鳥取市児童生徒の安心できる居場所づくり専門委員会運営要綱

(設置)

第1条 不登校の未然防止や、不登校やその傾向にある児童生徒への効果的な支援を行っていくため、児童生徒の安心できる居場所づくり専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 専門委員会は、委員10名以下をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 医師、専門機関等
- (2) 教育関係者

(職務)

第3条 委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校及び家庭における指導、対応のあり方等について検討すること。
- (2) 教育委員会及び学校と専門機関及び関係施設等との連携について検討すること。
- (3) 学校長から依頼があった場合、その学校及び中学校区の不登校またはその傾向にある児童生徒への支援について指導や助言を行うこと。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 専門委員会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

4月定例教育委員会 資料	
年月日	令和8年4月28日
担当課	総合教育センター

「校内サポート教室事業」の実施について

1. 背景

令和6年度の調査結果によると、全国的に不登校の児童生徒数は12年連続で増加しています。本市においても同様の傾向にあり、1,000人当たりの不登校者数は小学校で25.4人（全国平均23.0人）、中学校で82.4人（全国平均67.9人）と、いずれも全国平均を上回る状況です。

不登校の背景やニーズは一人ひとり異なります。引き続き、個々の状況に寄り添ったきめ細かな支援が強く求められています。

2. 過去3年間の実施状況

令和2年度より、県が実施主体となり「校内サポート教室設置事業」を県内で実施されてきました。本市の利用状況は、以下のとおりです。

令和5年度	中学校3校	支援員3名配置	利用生徒数：25名
令和6年度	中学校3校	支援員3名配置	利用生徒数：24名
令和7年度	中学校5校・小学校1校	支援員6名配置	

3. 本市での取り組み

本市では、従来の「児童生徒相談員」に加え、今年度から「校内サポート教室事業」を市独自の事業として実施します。これは、県の事業が各市町へ移管されたことに伴うものです。

したがって、令和8年4月からは県の補助金を活用し、市費による「校内サポート教室支援員」を小・中学校へ6校6名配置することとします。これにより、校内の支援体制をいっそう強化していくとともに、児童生徒が安心して過ごせる魅力ある学校づくりと、一人ひとりの状況に合わせた柔軟な支援を推進していきます。

そのため、教員免許を持つ支援員6名を配置し週30時間の支援体制を整えます。支援員は、児童生徒の学習支援・教育相談、保護者相談等を行っていきます。

4. 期待される効果

- ① 登校に不安を感じている児童生徒に対し、校内に安心できる居場所と学習の機会を確保します。これにより、不登校の未然防止を図るとともに、一人ひとりの社会的自立に向けた力と、登校への意欲を育む支援につなげます。
- ② 実施主体が市に移ることで、現場の児童生徒やSSW（スクールソーシャルワーカー）とのより密接な連携が可能となり、状況に応じた迅速できめ細やかな支援効果が期待できます。
- ③ 個々のニーズに応じた支援を組織的に判断・実施することで、不登校支援のノウハウを校内で共有します。これにより、担任や担当教員だけでなく、学校全体の教職員に対する「実践的な研修」としての効果も期待されます。
- ④ 不登校またはその傾向がある児童生徒が、早期から校内で安心して学習し、相談支援を受けられる体制を整えます。

校内サポート教室事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、校内に入りづらさを感じる児童生徒の支援を行う校内における特別の教室(以下、「校内サポート教室」という。)に、専属の教育支援員を配置し、個々の児童生徒の状況に応じた学習支援・生活支援を行い、社会的自立や学校復帰につながる資質・能力を育成する事業(以下「本事業」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 校内サポート教室は、通室する児童生徒の教室復帰のみを目標とするのではなく、社会的な自立を目指して、個々の児童生徒のペースで学校生活が送れるよう、特性等に応じたきめ細やかな支援を行う校内の教室とし、児童生徒の状況に配慮した学習機会や児童生徒が安心して過ごせる居場所を提供するものとする。また、設置に当たっては、不登校(傾向)児童生徒の状況に配慮し、他の児童生徒の視線及び動線に配慮した場所を選び、落ち着いて学習できる環境整備に努めるとともに、校内サポート教室の運営を支援するための学校体制を整えるものとする。

(支援に関わる人員)

第3条 校内サポート教室を利用する児童生徒に対する学習支援や相談等を実施するため、校内サポート教室支援員(以下「支援員」という。)を置く。

(業務内容)

第4条 支援員の業務は、次に掲げるとおりとし、教職員と連携し、校内サポート教室に通う児童生徒の支援を行う。

- (1) 校内サポート教室に通う児童生徒の学習支援、教育相談、保護者相談等を行う。
- (2) 教科の授業は受け持たず、校内サポート教室専属として業務を担う。
- (3) 年度途中で校内サポート教室を利用する対象の児童生徒が不在になった場合でも、校内サポート教室支援員は継続して配置し、校内の不登校(傾向)児童生徒の支援を中心に業務にあたることができる。

(学校体制)

第5条 校内サポート教室の運営に当たっては、主たる担当教員(教育相談担当等)を位置づけ、この者を中心とした学校体制を整える。

(周知と理解)

第6条 校長は、職員会議において、校内サポート教室の設置の目的や支援員の役割、校内体制について、職員に周知・理解を図り、支援員及び教育相談担当等が勤務しやすい環境を整える。

2 学校だより等において、「校内サポート教室支援員」を明記する等して、周知に努める。

3 校内サポート教室の目的について、適宜児童生徒や保護者に周知する。

(支援計画等)

第7条 支援員は、通室する児童生徒等に関するアセスメントシート等を担任等と相談の上作成(更新)し、ケース会議等でのアセスメント及びプランニングにより、個々の児童生徒の実態にあった学習支援及び生活支援を行う。

2 支援員は、月例の活動報告書を作成し、毎月決められた日までに鳥取市総合教育センター担当者に提出する。

(アウトリーチ支援)

第8条 支援員は、校長の職務命令により、家庭訪問支援を行うことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、鳥取市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

4月定例教育委員会資料	
令和8年4月28日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

4月強風による鳥取市営サッカー場バードスタジアム屋根被害について

1 概要

鳥取市は、4月4日(土)に日本海における発達した低気圧の影響により強風が吹き荒れ、4月としては観測史上最大となる最大瞬間風速35.8メートルを記録しました。

その際、Axisバードスタジアム(平成6年度に竣工してから32年が経過)の屋根が一部剥離し、落下する被害を受け、これにより、翌日のガイナレ鳥取の試合が中止となりました。なお、屋根被害による人的被害は発生していません。

2 応急処置等

被害発生(13時頃)後、直ちに施設職員による施設内および施設周辺の巡回および落下物の回収、並びに、専門業者による危険箇所の点検およびドローンを用いた破損箇所を中心とした屋根付近の状況把握を実施しました。

その後、4月7日に、専門業者による応急処置(落下危険物の撤去作業、簡易な防水処置)が完了し、安全が確認されたため、当施設の利用を再開いたしました。

3 今後のスケジュール(予定)

5月臨時議会(5月8日)で、本復旧の予算を要求し、すみやかに作業に入りたいと考えています。



被害写真<ドローン>



被害写真<ドローン>



応急処置



応急処置